

「掲載例文②」

最低賃金が、今年も変わります。

確認しましょう！ 群馬県 最低賃金

	群馬県最低賃金 (地域別最低賃金)	1時間835円	発効日 令和元年10月6日
特 定 最 低 賃 金	【製鋼・鉄素形材製造業最低賃金】 群馬県製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業最低賃金	1時間919円	発効日 令和元年12月28日
	【一般機械器具製造業最低賃金】 群馬県ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、その他のはん用機械・同部分品、金属加工機械、その他の生産用機械・同部分品、事務用機械器具、サービス用・娯楽用機械器具製造業最低賃金	1時間908円	
	【電気機械器具製造業最低賃金】 群馬県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金	1時間908円	
	【輸送用機械器具製造業最低賃金】 群馬県輸送用機械器具製造業最低賃金	1時間908円	

- 18歳未満又は65歳以上の方や、定められた軽易な業務に従事する方については、特定（産業別）最低賃金の適用から除外されます。
- 最低賃金の対象となる賃金には、臨時又は1か月を超える期間ごとに支払われる賃金、時間外・休日・深夜労働の割増賃金、精皆勤手当、通勤手当及び家族手当は算入されません。
- 精神又は身体の障害により著しく労働能力の低い方等については、使用者が労働局長の許可を受けた時は、労働能力その他の事情を考慮して減額した額により最低賃金が適用されます。
- 派遣労働者には、派遣先の最低賃金が適用されます。

* 詳しくは、群馬労働局労働基準部賃金室（電話027-896-4737）又は県内の最寄りの労働基準監督署へお問い合わせください。

群馬労働局ホームページアドレス：<https://jsite.mhlw.go.jp/gunma-roudoukyoku/>